

(平 26.4.14)  
總 6 - 2)

# 財務省説明資料

## 〔配偶者控除〕

平成 26 年 4 月 14 日(月)

財務省

# 日本再興戦略（抄）

## -JAPAN is BACK-

平成 25 年 6 月 14 日  
閣 議 決 定

### 第Ⅱ 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～
2. 雇用制度改革・人材力の強化

#### ④女性の活躍推進

##### ○男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等による多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の抑制、教育・啓発活動の推進等ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図るとともに、ベビーシッターやハウスキーパーなどの経費負担の軽減に向けた方策を検討する。
- また、働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う。

# 成長戦略進化のための今後の検討方針（抄）

平成 26 年 1 月 20 日  
産業競争力会議

### I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

#### 1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革

##### ①「女性が輝く日本」の実現

女性の活躍を支える社会基盤整備を強力に進める。まず「待機児童解消加速化プラン」を確実に実施する。あわせて、保育士不足に対応するための方策を検討する。また、就学前のみならず、小学校入学後も、子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、子どもを持つ女性等の就業を更に促進する観点から、待機児童解消等に向けた学童保育の充実等について検討を行う。また、働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の在り方や、ベビーシッターやハウスキーパー等の家事・育児支援サービスの利用者負担軽減に向けた方策、品質保証の仕組みの導入、人材供給の拡大の方策等について検討する。

## 第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日）議事要旨（抄）

（麻生議員）

女性の活躍推進と税制に関し、言いたいことは3点。

一点目は、様々な「壁」が存在しているという指摘があるが、税制としては、世帯の手取りの逆転現象である「壁」は解消されているというのが正しい知識である。その上で、依然として「意識の壁」は根強く、また「二重の控除」が生じているという指摘がある。

二点目に、伝統的家族觀から、配偶者控除の見直しには慎重な意見も根強い。

三点目に、この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していくこととしたい。

なお、配偶者控除を子育てに着目した控除にシフトしてはどうかとの御意見もあるが、児童手当の支給に、年少扶養控除の廃止による財源は、平成23年度には、国、地方を合わせると9,000億円充てられていること、自民党のJーファイルに代表されるように、配偶者控除を維持すべきとの意見もあることから、簡単に結論が得られる話ではなく、腰を据えたしっかりした議論が必要だと思っている。

いずれにせよ、女性の活躍推進については強い問題意識を持っている。成長戦略の要請や所得税の控除をめぐる議論を踏まえつつ、私の方で検討してみたい。

（安倍議長）

麻生大臣、田村大臣には、女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってもらいたい。

## 配偶者控除の趣旨・経緯

### わが国税制の現状と課題（抄） —21世紀に向けた国民の参加と選択—

平成12年7月  
政府税制調査会

#### 第二 個別税目の現状と課題

##### 一 個人所得課税

###### 4. 課税ベースとしての所得

###### (2) 課税最低限と控除

###### ② 主要な控除

###### ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

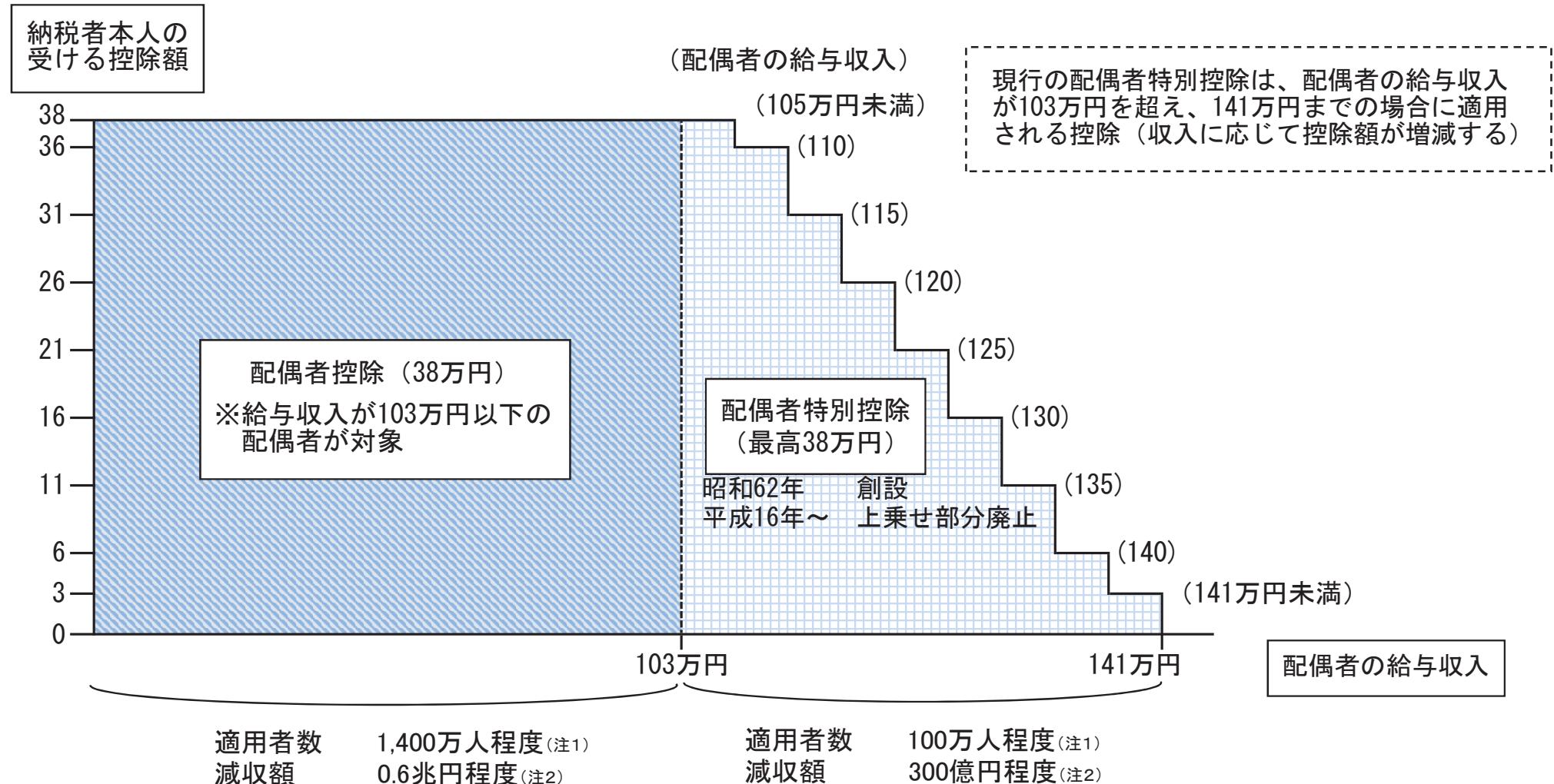
配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和62・63年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(注) パート問題と税制、社会保険制度、賃金制度

上述のとおり、パート問題について税制面においては解決が図られていますが、依然、パート収入をめぐり手取りの逆転現象が指摘されています。これは、パート収入が一定水準に達すると、配偶者手当が支給されなくなったり、社会保険制度の上で被扶養者として扱われなくなり、独立の被保険者として保険料を負担しなければならなくなったりすることがあるためです。配偶者の取扱いについては、それぞれの制度の趣旨がありますが、社会保険制度や賃金制度がパート問題に密接に関わっていることに留意しなければなりません。

## 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

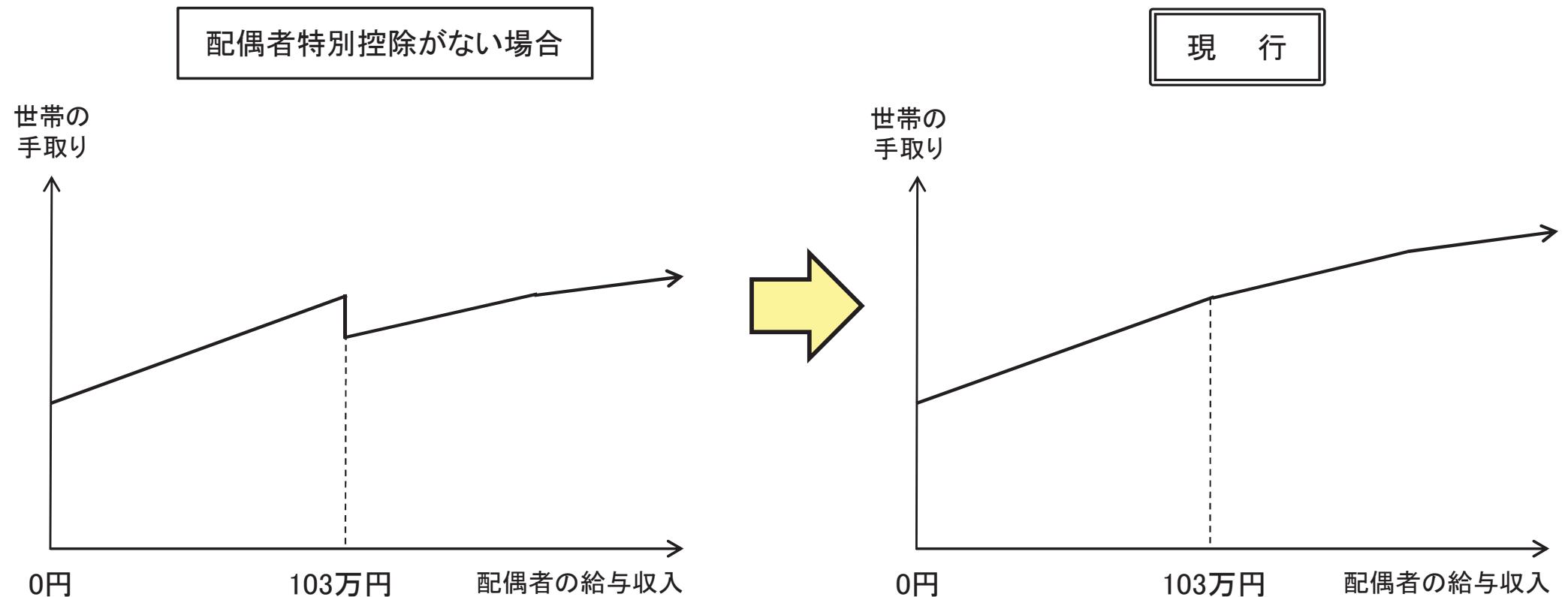


⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

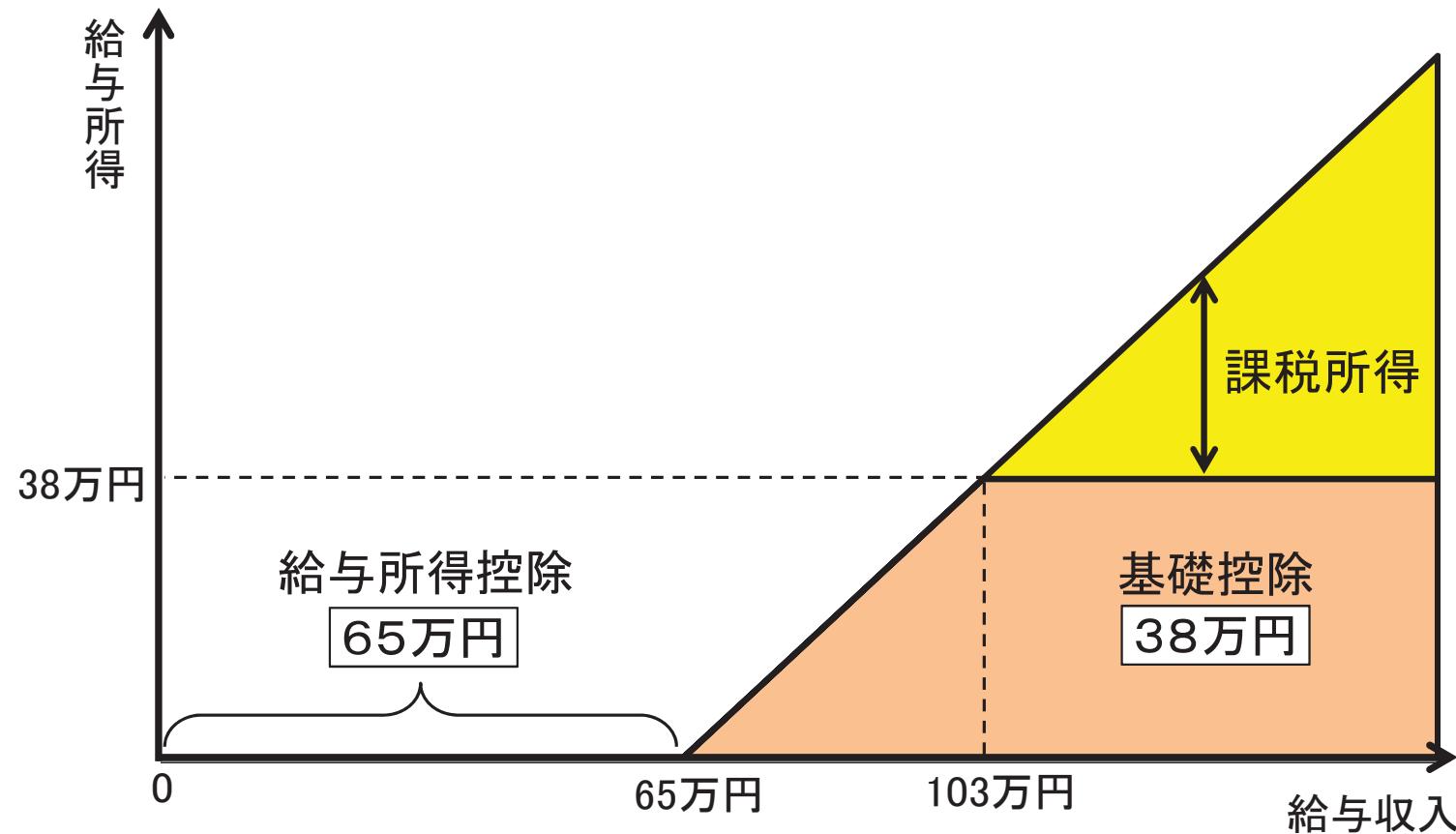
(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

(注2) 平成26年度予算ベースによる。

## いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

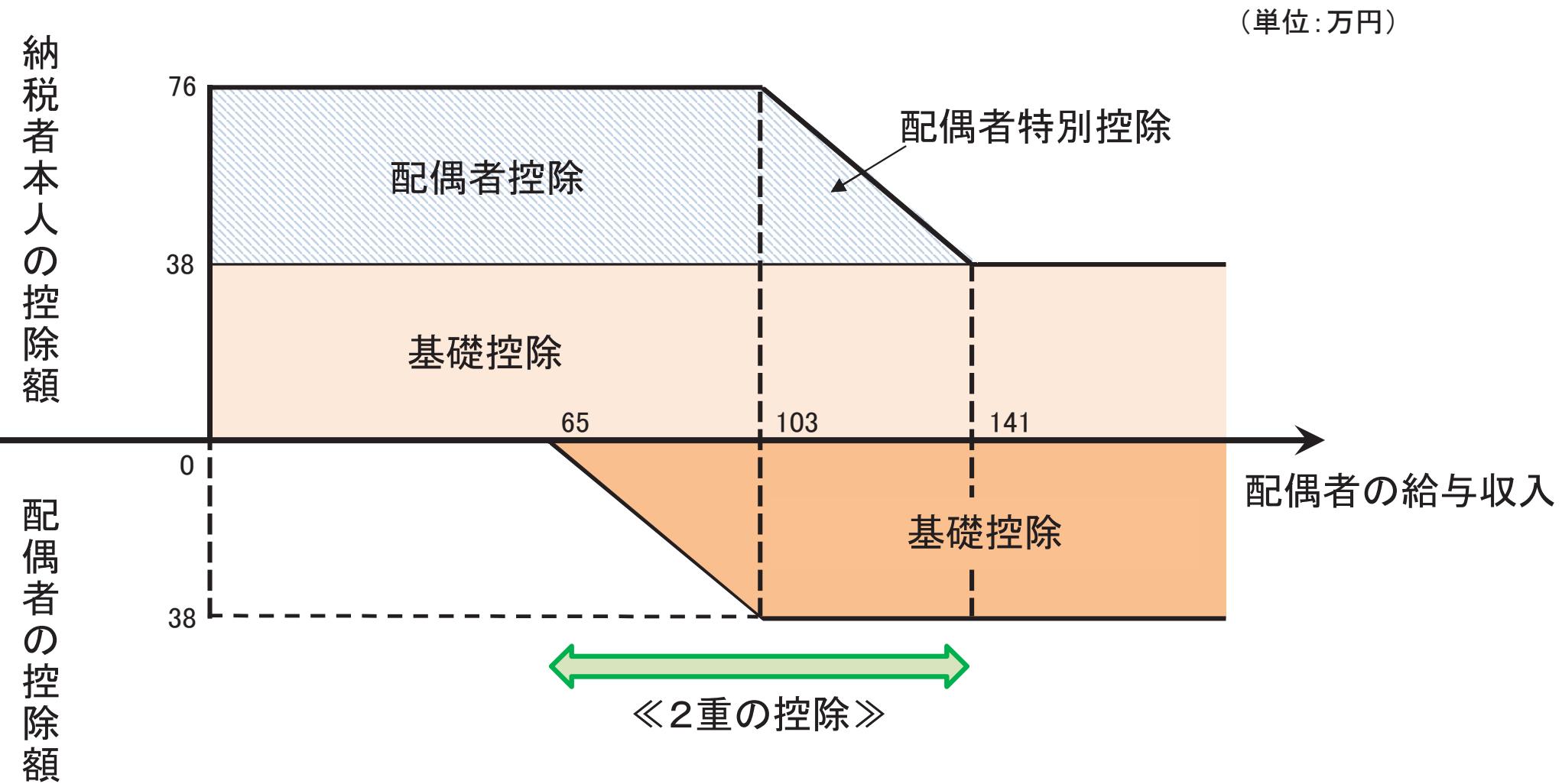


## 給与収入と各控除の関係

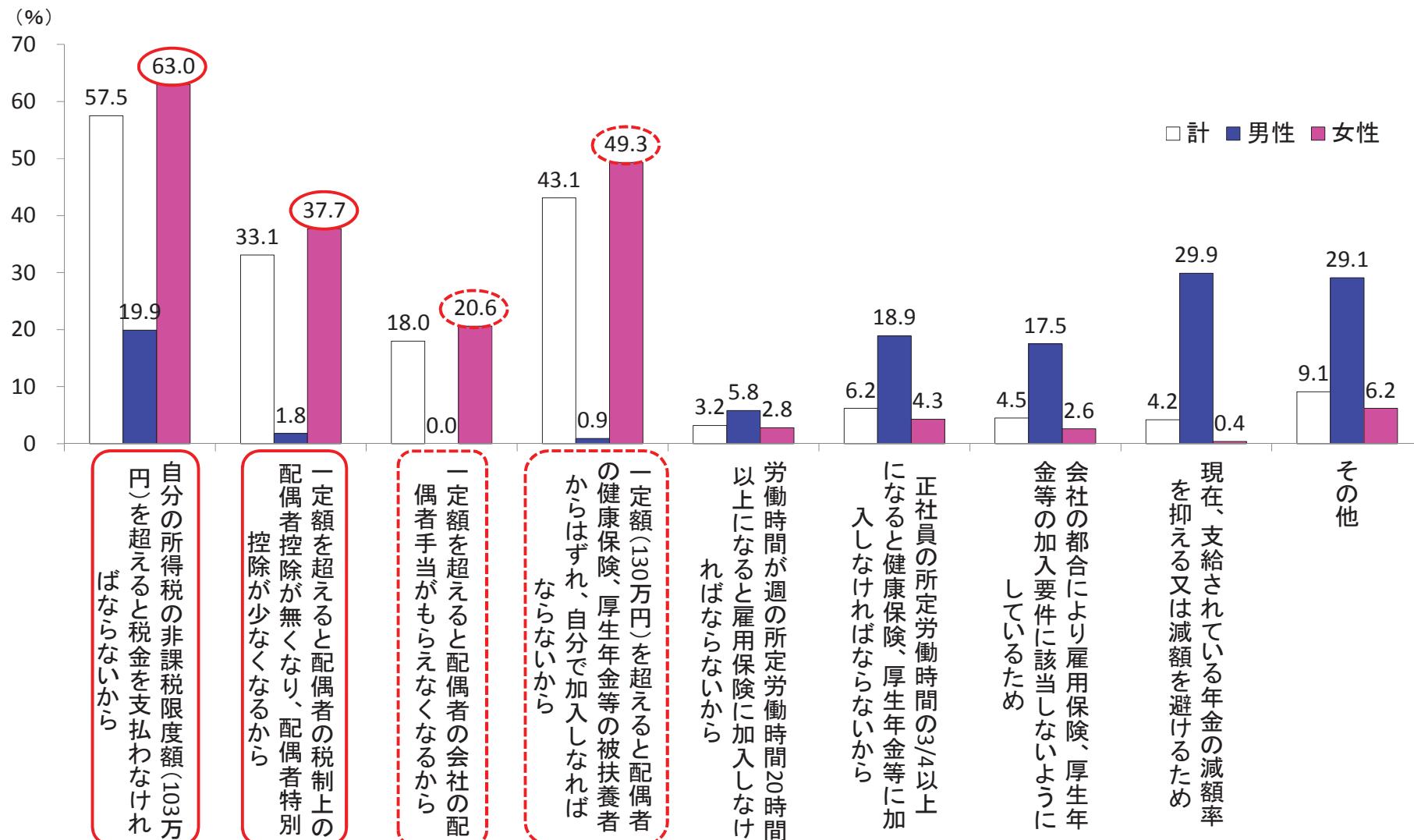


⇒ 給与収入には、まず給与所得控除が適用（最低保障額：65万円）。  
次に基礎控除（38万円）が適用。給与収入が、両者を足し合わせた103万円を超えると、所得税が発生。

## 世帯で見た各控除の関係



## パート労働者が就業調整を行う理由



(備考)厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注)計数は、配偶者のいる者の数値。

## 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成19年11月  
政府税制調査会

### 第2 各論

#### 1. 個人所得課税

##### (4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

###### ① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

## 平成 12 年 7 月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題（抄）

個人が一定の所得を稼得する場合、通常その所得はその個人に帰属することから、所得が帰属する個人に税負担を求めるのが適当です。また、二分二乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化するために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。このようなことから、課税単位については引き続き個人単位とすることが適当と考えます。

## 平成 17 年 6 月 政府税制調査会基礎問題小委員会 個人所得課税に関する論点整理（抄）

配偶者に関する税制に関して、課税単位について 2 分 2 乗方式を採用してはどうかとの議論がある。2 分 2 乗方式の下では適用される税率が平均化されるとともに、課税ベースとしては夫婦それぞれに基礎控除が適用されることとなる。同方式の下では結婚にメリットがある一方で、専業主婦のいる高所得世帯がより有利になるといったことが指摘されている。課税単位の問題については、夫婦のあり方、財産制度、配偶者の就労に対する中立性確保の要請といった観点を踏まえ、引き続き検討していくべき課題であろう。